

宇部市議会議員政治倫理条例(案)

逐条解説

令和8年(2026年)6月

(目的)

第1条 この条例は、宇部市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の代表者として、議員活動を行う際に遵守すべき行動の基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

議員は、市民の厳粛な信託を受けた者であり、宇部市議会基本条例第7条の規定に基づき、政治倫理に関する基本的な行動規範を定めることで、更に高い倫理意識の構築に努め、もって市民に対し公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを、本条例の目的としています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の厳粛な信託を受けた代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、疑惑を解明しなければならない。

本条は、議員の政治倫理に対する責務を定めたものです。

【第1項】

議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を保つことに努めることを定めています。

【第2項】

議員は、政治倫理基準に反する行為を行ったとの疑いがもたれた場合、自らの責任においてその疑いを払拭する必要があることを定めています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その地位を利用して不正に金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けないこと。
- (2) 市が行う請負契約、委託契約、物品購入契約その他の契約又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に関し、特定の者への取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員に職権の不正行使を強要して、その職務遂行を妨げないこと。
- (4) その地位を利用して各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は法人、団体等への嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。
- (5) ウェブサイト等において行う情報発信において、個人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。
- (6) 市職員の採用、昇格又は異動に関し、その影響力を行使しないこと。
- (7) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する政治献金以外の寄附の授受をしないこと。
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に違反する寄附行為、要求等の行為をしないこと。
- (9) 納税の義務を履行すること。
- (10) 反社会的勢力を利用し、若しくは反社会的勢力に利用され、又は反社会的勢力の活動に関与しないこと。

本条は、第1条に掲げた条例の目的を達成するために、議員が遵守すべき事項を「政治倫理基準」として列挙しています。政治倫理基準を遵守することが、第1条に掲げた「市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与」につながるものであり、これらに反する行為は審査請求（第5条）の対象になります。

【第1号】

第1号は、「地位を利用した不正な」金品、物品その他財産上の利益の供与又は供応接待を禁止する規定です。金品の供与の典型的には贈賄、収賄がこれに該当しますが、それにとどまらず、「口利きの報酬や実働のない顧問料を受け取ること」なども該当する可能性があります。逆に、祝儀や香典（公職選挙法で禁じられた範囲を除く。）、近所付き合いでのお裾分けなど、社会生活上での私的な金品の授受が、社会通念上、禁止されるものではありません。

【第2号】

第2号は、市が行う請負契約等に対する不当な働きかけの禁止を規定した条文です。

「特定の者への」とは、広く市民に対してではなく、具体的な個人や団体等

に対して、ということの意味します。広く市民に対して有利または不利となる働きかけ（何らかの事業の実施や中止を要望するなど）は、原則として第2号違反には当たりません。

ここでいう「取り計らい」は、不正・不当な口利き及び要望が典型例ですが、直接「～をしてほしい」等という要望内容を直接伝える場合に限られず、文脈から要望であると受け取られることなど、さまざまな態様が想定されます。なお、対価の有無や、働きかけの成否は問いません。

なお、「取り計らい」の行為がパワーハラスメントなどの人権侵害といえる場合には、同時に第4号違反にも該当する可能性があります。

【第3号】

第3号は、市職員に不正な行為をするよう働きかけることを禁止する規定です。ここでいう「働きかけ」はさまざまな態様が想定され、また対価の有無や、働きかけの成否は問いません。また、「働きかけ」の態様や程度が人権侵害と言える場合には、第4号にも該当する可能性があります。

働きかけの具体例としては、

- ・入札や個人情報などの秘匿情報の漏示を求める。
- ・特定個人の是正未完了の新築建物について検査済証を交付するよう求める。
- ・特定個人の滞納している税金を時効扱いにすることを求める。

などが考えられます。

【第4号】

第4号違反としては、やりたくないことの強制、無理な要求をする強要、人事上の不利益をちらつかせたり大声を上げたりするなどの圧力をかける行為、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、差別、誹謗中傷など、地位を利用したあらゆる人権侵害行為を含みます。

【第5号】

ウェブサイト、SNS等での誹謗中傷・名誉毀損の禁止を規定しています。

SNS等での発言は、議員個人のものでも公人としての影響力が大きいため、慎重な対応が求められます。

また、第三者がSNSに投稿した名誉毀損発言等に、議員名義のアカウントで肯定的なコメントをすることや、拡散すること、「いいね」を押すことにも、注意が必要です。

【第6号】

第6号は、市職員の人事への介入を禁じた規定です。

市職員の範囲は、正規職員に限られません。また、採用、昇任、降任、転任のほか、人事異動、懲戒処分など、特定の個人にとって有利になる働きかけ、不利となる働きかけの一切が含まれます。

ここでいう「働きかけ」はさまざまな態様が想定され、また対価の有無や、働きかけの成否は問いません。

【第7号】

個人が、政治家個人（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）の政治活動に関して寄附をすることは、政治資金規正法に規定する政治献金を除き、原則として禁止されています。

【第8号】

政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治集会・教育集会に関するやむを得ない実費の補償は除く。）は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されています。

【第9号】

議員は、良識ある市民の代表として、憲法第30条に規定される納税の義務の遵守はもとより、公共料金等の支払においても、誠実に実行することを規定しています。

【第10号】

「反社会的勢力」は、暴力団等に限定されず、悪質商法や詐欺グループなど、市民社会に悪影響を及ぼす活動を行う集団を広く含みます。「関与」には、反社会的勢力を利用しないことはもちろん、反社会的勢力に利用されないことも含みます。

(請負契約に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛をすべく努めるものとする。

地方自治法第92条の2では、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と兼業を禁止する旨を定めています（ただし、各会計年度における当該請負の対価の総額が300万円を超えない場合は除かれます。）。

本条の規定については、さらに一步踏み込んで議員の行動を律するもので、議員は、議員の配偶者若しくは同居の親族が経営する法人あるいは議員自身が経営に関与している法人（役員に就任していない場合であっても、実質的に執行力や決定権を有している場合を含む。）と市との間で締結する工事請負契約、指定管理契約、業務委託契約、物品の購入契約、賃貸借契約については、市民から不信や疑惑を招くことのないよう自粛に努めることを定めています。

なお、地方自治法第92条の2の趣旨とは、「議員は議会の審議、議決を通じて当該地方公共団体の事務や事業に影響力を持つため、議員個人として直接的利害を持つことを禁止し、市民から不信や疑惑を招くことを排除し、議会の公平運営を確保すること」としています。

(審査請求)

第5条 議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、これを証する書面を添えて、市民にあっては有権者（地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。）の総数の500分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては定数の3分の1以上の者の連署をもって、議長に審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

2 市長は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、これを証する書面を添えて、議長に審査請求をすることができるものとし、当該審査請求があった場合、議長は会派代表者会議でその対応を協議するものとする。

3 第1項及び前項の規定による審査請求は、審査の対象となる政治倫理基準違反行為と疑われる行為の日（以下「当該日」という。）が属する議員としての任期中に行わなければならない。ただし、当該任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、当該日から3年以内に限り、審査請求をすることができる。

【第1項】

議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、

①市民にあっては、有権者の総数の500分の1以上（本市の選挙人名簿に記載されている人）

②議員にあっては、定数の3分の1以上

の連署をもって、議長に審査請求できることを定めています。

なお、本市において、有権者の総数の500分の1とは、現在の有権者数においては250人程度となります。

【第2項】

第1項においては、審査請求をするためには、市民にあっては有権者の総数の500分の1以上の連署、議員にあっては定数の3分の1以上の連署が必要である旨を定めています。市長にあっては単独で審査請求をすることができるものとし、当該審査請求があった場合、議長は会派代表者会議（宇部市議会会議規則第165条第1項に規定する、議長及び副議長並びに各会派の代表者で構成される会議）でその対応を協議する旨を定めるものです。

なお、審査請求に当たっては、第1項に規定する市民及び議員と同様に、客観的な証拠（書面）の添付を義務付けるものです。

【第3項】

第1項及び第2項に規定する審査請求ができる期限は、第3条に規定する政

治倫理基準違反が疑われる日が属する議員の任期中と定めています。

ただし、当該任期を経過した後であっても、当該議員が再選されている場合は、当該日から3年以内に限り、審査請求をすることができることを定めています。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条第1項及び第2項の規定による審査請求を受けたときは、これを審査するため、宇部市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、付託する。

2 審査会の委員は、議員の中から議長が選任する。ただし、議長は必要があると認めるときは、議員に加え外部有識者から選任することができる。

3 当該審査の対象となる議員（以下「対象議員」という。）又は当該審査請求をした議員は、審査会の委員になることができない。

4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解任されるものとする。

5 審査会の委員は、審査の過程における情報等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【第1項】

議長は、前条第1項及び第2項の規定による審査請求を受けたときは、「宇部市議会議員政治倫理審査会」を設置し、当該審査会に審査を付託する旨を定めています。

【第2項】

審査会の委員は、議員の中から議長が選任することを定めています。

これは、本条例は、あくまで議員の「政治倫理」の観点から、自らを律するものとして制定するものであり、そのため、議会内部での浄化作用として機能させることが適当との考え方によるものであり、また、議員の中から委員を選任することで、スピード感をもって審査ができるものです。

ただし、議長は、事案の内容により必要があると認めるときは、議員に加え、外部有識者から委員を選任することができるものとします。

なお、委員の選任に当たっては、議長は各会派のバランス等を考慮し、審査に必要な人数を選任することとなります。

【第3項】

審査請求の対象となる議員及び審査請求をした議員は、審査の公平性の観点から、審査会の委員となることができないことを定めたものです。

【第4項】

審査会の委員は、審査請求事案を審査するため選任されたものであり、また、第8条第1項の規定により、審査会が設置された日から原則として90日以内に、付託された審査を終え、議長に審査結果を報告することとなっていますが、本項では、審査結果を議長に報告したときに、審査会委員を解任されることを定めたものです。

【第5条】

審査会委員の守秘義務について定めたものです。

(審査会の職務及び権限)

第7条 審査会は、付託された審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

3 審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告しなければならない。この場合において、議長は、その旨を公表する等必要な措置を講ずるものとする。

4 審査会は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。

【第1項】

審査会は、付託された審査を行うため、対象議員及び関係者に対し、資料請求、事情聴取などの必要な調査を行うことができることを定めています。

なお、「関係者」には、審査請求人、審査対象議員以外の議員、審査事案に係る市職員など、幅広く含まれます。

【第2項】

審査対象議員の弁明の機会の保障に関する規定です。

審査対象議員に対しては、弁明の機会を与え、審査対象議員が自己の正当性を主張する権利を保障する必要があります。

【第3項】

審査会は、対象議員又は関係者が第1項の規定による調査に協力せず、又は虚偽の内容を報告したときは、その旨を議長に報告し、当該報告を受けた議長は、その旨を公表する等の必要な措置を講ずることを定めています。

議長による公表については、これを規定することで、間接的に不協力を抑止しようとするものです。

【第4項】

審査会は、原則として公開で行うこと、例外として、出席委員の3分の2以上の合意があれば、非公開で行うことができることを規定しています。

なお、非公開とする理由としては、審査の中で第三者のプライバシーが明らかになること等が想定されます。

(審査結果の報告)

第8条 審査会は、審査会が設置された日から原則として90日以内に、付託された審査を終え、議長に対してその審査結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査請求をした者及び対象議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

3 対象議員は、前項の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

【第1項】

審査会は、審査会が設置された日から原則として90日以内に、付託された審査を終え、議長に対し、審査結果を文書で報告しなければならないことを定めています。

【第2項】

第2項では、議長は、前項に規定する審査結果の文書報告を受けたときは、審査請求をした者及び対象議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表することを定めたものです。

なお、文書通知を受けた対象議員から、次項に規定する弁明書が提出された場合は、当該弁明書も併せて公表することを定めたものです。

【第3項】

第3項では、第2項の規定により議長から審査結果の文書報告を受けた対象議員は、当該文書報告を受けた日から14日以内に限り、議長に対し弁明書を提出することができることを定めたものです。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる対象議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 議員の辞職勧告等を行うこと。
- (2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。

2 議長は、審査会から遵守義務違反がないと報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を講じなければならない。

【第1項】

議長は、審査会からの報告内容を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して行うべき措置を定めています。

議長が対象議員に対して、この措置を講ずることにより、本市議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するための第一歩とするものです。

- (1) 議員の辞職勧告等を行うこと。
「等」に含まれるものとして、議会役職辞職勧告、一定期間の出席自粛勧告、本会議における陳謝勧告などが想定されます。
- (2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
文書による戒告、口頭注意などが想定されます。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めること。
上記以外で、違反の程度や性質に応じ、議長が必要と認めるものであり、柔軟性を持たせる規定です（例えば、ハラスメントの事実を認定したときに、被害者に陳謝することの勧告、倫理研修の受講など）。

【第2項】

議長は、審査会から政治倫理基準の遵守義務違反はないとの報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を講じることが義務付けられる規定です。

これは、第7条第4項の規定により、審査会は原則として公開されることから、遵守義務違反が疑われている議員の氏名や、その内容が市民に明らかとなっていることによるものです。

(議長職務の代行)

第10条 議長が対象議員になったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象議員になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

議長及び副議長が審査請求の対象になった場合の議長の職務の代行について規定しています。議長が審査請求の対象になった場合は副議長が、議長及び副議長がともに審査請求の対象になった場合は、議長及び副議長を除いた議員のうち年長の議員が議長の職務を代行することを定めています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則において定めることができる旨を規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第5条第1項及び第2項に規定する審査請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

【第1項】

この条例の施行日を定めるものです。

【第2項】

第5条第1項及び第2項に規定する審査請求は、本条例の施行日以後に行われた議員の行為を対象とすることとし、施行日前に行われた議員の行為は、本条例に規定する審査請求の対象とならないことを定めるものです。